

	認定を受けた住計定数 における優良等認定 を受け優良等認定 をおける長期優良住宅 に定長期住宅画申請申	による長期優良住宅建築等計画の 変更の認定の申請に対する審査	
50	長期優良住宅の建築等計画の認定の申請 の承認料	長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第10条の規定による認定 長期優良住宅建築等計画の承認の申 請に対する審査	6,000円

別表第2備考に次の3項を加える。

- 4 45の項から48の項までに規定する住戸数で除して得た額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。
- 5 45の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- 6 47の項の変更に係る床面積の合計は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更して建築物を建築する場合において、当該建築の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。